証券コード　3133
平成28年６月３日

株　主　各　位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号
名古屋総合市場ビル３階Ｏ
株式会社海帆
代表取締役社長　久田敏貴

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成28年６月22日（水曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月23日（木曜日）午前10時

２．場　　所　名古屋市中村区名駅四丁目４番38号
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
５階　小ホール１会議室
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　定款一部変更の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kaihan.co.jp/）に掲載させて頂きます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀による金融緩和によって引続き円安・株高の流れとなった結果、概ね企業収益の向上や雇用環境の改善がもたらされました。一方で、中国をはじめとする世界経済の減速から国内輸出企業の業績悪化懸念や米国経済の回復基調の弱含み観測などもあり、円高・株安傾向への転換が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、失業率の改善から個人消費の底堅さは見受けられましたが、足許では実質賃金の伸び悩みによって消費者マインドは悪化しております。また業界特有の人手不足も継続しており、消費者ニーズの変化による業態を超えたサービス競争も進んでいることから、引続き厳しい状況となっております。

このような中、当社では100店舗体制の構築を掲げ出店を行った結果、４月に「なつかし処昭和食堂　豊田丸山店」（愛知県豊田市）・「なつかし処昭和食堂　にじの森店」（熊本県菊池郡菊陽町）、５月に「なつかし処昭和食堂　津駅前店」（三重県津市）・「なつかし処昭和食堂　天文館店」（鹿児島県鹿児島市）、６月に「BARON　宮崎一番街店」（宮崎県宮崎市）・「BARON下通り店」（熊本市中央区）、７月に「なつかし処昭和食堂　白子駅前店」・「ゆずの雫　白子駅前店」（ともに三重県鈴鹿市）・「BARON　新市街店」（熊本市中央区）、８月に「なつかし処昭和食堂　浜松西浅田店」（浜松市中区）・「なつかし処昭和食堂　日永店」（三重県四日市市）、10月に「なつかし処昭和食堂　静岡呉服町店」（静岡市葵区）及び新業態となる「魚'S男　柳橋市場店」（名古屋市中村区）・「Baby Face Planet's　蟹江店」（愛知県海部郡蟹江町）、12月に新業態となる「きら天　イオンモール常滑店」（愛知県常滑市）及び「なつかし処昭和食堂　犬山駅前店」・「ゆずの雫　犬山駅前店」（ともに愛知県犬山市）・「上方御馳走屋うるる　太田川駅前店」（愛知県東海市）、1月に「大須二丁目酒場　太田川駅前店」（愛知県東海市）

及び新業態となる「歌志軒　犬山駅前店」(愛知県犬山市)を新規に出店(合計20店舗)いたしました。業態変更につきましては、６月には「299太郎師勝店」(愛知県北名古屋市)・「ゆずの雫　東郷店」(愛知県愛知郡東郷町)、７月に「BARON　塩釜口店」(名古屋市天白区)をそれぞれ「なつかし処昭和食堂」業態にて、７月には「博多炉BATAめっけもん　大名店」(福岡市中央区)を「BARON」業態にてリニューアルオープンいたしました。退店につきましては、９月に「なつかし処昭和食堂　伊勢明和店」(三重県多気郡明和町)、３月に「BARON　新市街店」(熊本市中央区)を閉店いたしました。その結果、平成28年３月末現在で94店舗(前期末は76店舗)を営業いたしております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は59億22百万円(前期比18.8%増)となり、営業利益は1億40百万円(同40.7%減)、経常利益は1億55百万円(同43.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は58百万円(同64.2%減)となり、前連結会計年度に比べ増収減益となりました。

平成28年２月10日に公表いたしました「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に比べ、営業利益・経常利益がそれぞれ37.0%増、35.7%増となっておりますが、これは、売上高がほぼ予算どおりであったことに対して、経費のうち、特に人件費及び水道光熱費が予算を下回ったことが影響しております。

なお、当連結会計年度の期末配当につきましては、当連結会計年度の業績・財務状況並びに基本方針を総合的に勘案し、無配とさせていただきたいと存じます。

(注) 当社グループは、飲食事業並びにこれに付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は８億32百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

「なつかし処昭和食堂　豊田丸山店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　にじの森店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　津駅前店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　天文館店」	新規出店
「BARON　宮崎一番街店」	新規出店
「BARON　下通り店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　白子駅前店」	新規出店
「ゆずの雫　白子駅前店」	新規出店
「BARON　新市街店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　浜松西浅田店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　日永店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　静岡呉服町店」	新規出店
「魚'S男　柳橋市場店」	新規出店
「Baby Face Planet's　蟹江店」	新規出店
「きら天　イオンモール常滑店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　犬山駅前店」	新規出店
「ゆずの雫　犬山駅前店」	新規出店
「上方御馳走屋うるる　太田川駅前店」	新規出店
「大須二丁目酒場　太田川駅前店」	新規出店
「歌志軒　犬山駅前店」	新規出店
「なつかし処昭和食堂　師勝店」	業態変更
「なつかし処昭和食堂　東郷店」	業態変更
「なつかし処昭和食堂　塩釜口店」	業態変更
「BARON　大名店」	業態変更

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

「歌志軒　太田川駅前店(仮称)」	次期出店予定
「なつかし処昭和食堂　岐阜羽島店(仮称)」	次期出店予定
「Baby Face Planet's　羽島店(仮称)」	次期出店予定
「はまぐり御殿　紺屋町店(仮称)」	次期出店予定

ハ．当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

「なつかし処昭和食堂　伊勢明和店」	閉鎖
「BARON　新市街店」	閉鎖

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より10億円の長期借入金の調達を行いました。

また、有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）増資による新株式300,000株（１株当たり発行価格1,020円）を発行し、総額で２億81百万円の資金調達を行いました。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成25年３月期)	第 11 期 (平成26年３月期)	第 12 期 (平成27年３月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高(千円)	3,950,438	4,198,693	4,984,743	5,922,658
経常利益(千円)	181,254	160,982	276,473	155,160
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	161,238	102,992	163,601	58,605
１株当たり当期純利益(円)	130.91	70.76	110.30	33.30
総資産(千円)	2,339,647	2,391,862	2,782,061	3,426,312
純資産(千円)	272,303	381,294	515,232	855,357
１株当たり純資産額(円)	187.38	257.08	347.38	479.68

(注) １．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
３．当社は、平成26年６月27日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第10期（平成25年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成25年３月期)	第 11 期 (平成26年３月期)	第 12 期 (平成27年３月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成28年３月期)
売上高(千円)	3,776,728	4,072,993	4,876,704	5,829,967
経常利益(千円)	179,649	159,647	278,784	134,741
当期純利益(千円)	159,016	102,280	164,899	44,487
１株当たり当期純利益(円)	129.11	70.27	111.18	25.28
総資産(千円)	2,230,956	2,338,532	2,745,817	3,392,126
純資産(千円)	265,113	373,392	508,627	834,635
１株当たり純資産額(円)	182.43	251.75	342.93	468.05

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、平成26年６月27日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第10期（平成25年３月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「１株当たり当期純利益」及び「１株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

株式会社魚帆（資本金10百万円、出資比率100%、事業内容　鮮魚類の卸売）が引き続き完全子会社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食産業において、企業間競争はますます激化しております。今後もこの傾向は継続すると考えられます。こうした中、当社グループは、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

① 人材の確保及び育成

当社グループにおける最も大切な経営資源は「人」であり、他社が模倣できない当社の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。当社グループの飲食事業においては、お客様のニーズに柔軟に対応するため、出店立地の峻別や店舗の個性を最大限に発揮させることで、店舗運営・サービスの提供方法等について各店舗の創意工夫を最大限に活かす仕組みとなっております。その結果が店舗活性化のノウハウや顧客ニーズへの対応力等、ソフト面での経営資源の蓄積につながり、競争力の向上に寄与するものと考えております。そのため、お客様に提供するサービスや店舗運営方法等は、各店舗の人材に影響を受けますので、優秀な人材の確保・育成は重要な課題となります。人材の確保につきましては、従来から力を入れております新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、人事制度の一層の充実を図ってまいります。

② 既存店舗・業態の収益力の維持、拡大

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少等により企業収益の低下傾向が長く続いております。当社グループの飲食事業は、平成28年３月31日現在において、14業態94店舗を有しておりますが、そのうち54店舗が主力業態の「なつかし処昭和食堂（ナツカシドコロショウワショクドウ）」であり、安定した収益を生み出す業態となっております。「なつかし処昭和食堂」については、都心部や当社グループが出店を強化している郊外ロードサイドにおいて、まだまだ出店余地が残されていると考えており、引き続き、同業態の既存店売上の底上げと併せ、空白地帯への出店を図ってまいります。

その中で、当社グループは、子会社に鮮魚類の卸売を業とする株式会社魚帆があることによって安価で付加価値の高い商品を提供することが可能であるうえに、社内の販促物制作室によるスピーディーで様々な販促手法を活用することで客数の更なる向上を図り、収益力の維持・拡大を推進してまいります。

③　新業態の開発

外食業界が成熟する中でお客様のニーズも多様化しており、いわゆる総合居酒屋の枠を超えた新しい業態を開発することが、今後の更なる成長においては必要であると考えております。これまで当社グループになかった業態を開発することで、顕在化する経営リスクをヘッジ出来るものと考えております。

加えて、新業態を積極的に展開することは、従業員のチャレンジの場となり、成長機会やモチベーションの向上につながるため、人材育成の観点からも重要であると考えております。

④　新たなエリアへの出店

当社グループの飲食事業は、主に平均客単価2,600円前後の総合居酒屋を、東海地区の郊外を中心に展開しております。現在の展開領域においても競争力と出店余地は十分にあると分析しておりますが、更なる事業拡大に向けて出店エリアの拡大が重要課題であると考えております。今後、関東地区や関西地区への出店の強化を図ってまいります。長期的には、全国へ出店地域を拡大することで、安定的な成長並びに知名度のアップによる優秀な人材の確保を推し進めてまいります。

⑤　衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの各店舗・事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的に本社人員による店舗監査や子会社への監査を行っております。その結果に基づき各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。今後も法改正等に対応しながら、更なる衛生管理体制の強化を図ってまいります。

⑥　経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのための更なる企業規模拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人による監査との連携を強化し、加えて全従業員に対しても、継続的な啓蒙・教育活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、飲食店舗の運営を主な事業としております。この他に飲食事業に付帯する業務を営んでおりますが、飲食以外の事業の重要性が乏しいため、セグメントごとの記載はしておりません。

(6) 主要な事業所及び店舗（平成28年３月31日現在）

①　本社　愛知県名古屋市中村区

②　店舗

業態名	店舗数	都道府県別
なつかし処昭和食堂	54店	愛知県31店　三重県12店　岐阜県６店　静岡県３店　熊本県、鹿児島県　各１店
えびすや	9店	愛知県４店　三重県２店　宮崎県２店　熊本県１店
ゆずの雫	7店	愛知県２店　三重県２店　兵庫県、大分県、鹿児島県　各１店
大須二丁目酒場	6店	愛知県５店　東京都１店
BARON	6店	福岡県２店　愛知県、兵庫県、熊本県、宮崎県　各１店
Briccone	3店	愛知県２店　大阪府１店
上方御馳走屋うるる	2店	愛知県２店
その他	7店	愛知県６店　三重県１店
合計	94店	

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	203名（1,420名）	13名増（303名増）
卸売事業	3名（ 1名）	3名減（ 1名減）
合計	206名（1,421名）	10名増（302名増）

（注） 使用人員は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
203名（1,420名）	13名増（303名増）	36.6歳	３年９ヶ月

（注）１．使用人員は就業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	307,360千円
株式会社大垣共立銀行	173,328千円
株式会社日本政策金融公庫	157,299千円
株式会社北陸銀行	144,997千円
株式会社名古屋銀行	137,500千円
株式会社十六銀行	104,000千円
株式会社商工組合中央金庫	96,660千円
株式会社りそな銀行	91,670千円
株式会社関西アーバン銀行	69,328千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	44,456千円

（注） 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　4,852,800株

② 発行済株式の総数　　1,783,200株

（注） 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）増資により、発行済株式の総数は、300,000株増加しております。

③ 株主数　　3,001名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
久田敏貴	1,015千株	56.92%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	45千株	2.56%
カブドットコム証券株式会社	36千株	2.04%
SMTBUSA FOR SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR BONSAI MICROCAP TRUST（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	33千株	1.85%
むさし証券株式会社	15千株	0.85%
海帆グループ従業員持株会	14千株	0.81%
松井証券株式会社	10千株	0.57%
楽天証券株式会社	9千株	0.54%
野村證券株式会社野村ネット＆コール	9千株	0.53%
株式会社ＳＢＩ証券	9千株	0.52%

（注） 自己株式は所有しておりません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第１回新株予約権
発行決議日	平成24年３月30日
新株予約権の数	450個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式　9,000株 （新株予約権１個につき20株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　500円 （１株当たり25円）
権利行使期間	平成26年３月31日～平成34年３月20日
行使の条件	①　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ②　新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ③　その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
役員の保有状況	取締役 新株予約権の数　450個 目的となる株式数　9,000株 保有者数　3名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久田 敏貴	株式会社魚帆代表取締役
取締役	石田 剛	常務取締役
取締役	木曽 憲次郎	経営企画室担当、株式会社魚帆取締役
取締役	小島 聡	管理本部担当、株式会社魚帆取締役
取締役	渡邉 康也	営業本部担当
取締役	家田 大輔	
常勤監査役	鈴木 国俊	株式会社魚帆監査役
監査役	細野 順三	freebalance株式会社代表取締役
監査役	丹羽 喜裕	株式会社オリエント・パートナーズ代表取締役

（注）１．取締役家田大輔氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役鈴木国俊氏、監査役細野順三氏及び監査役丹羽喜裕氏は、社外監査役であります。
３．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
平成27年６月26日開催の第12期定時株主総会において、新たに家田大輔氏は取締役に選任され就任いたしました。
４．常勤監査役鈴木国俊氏、監査役細野順三氏及び監査役丹羽喜裕氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役鈴木国俊氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
・監査役丹羽喜裕氏は、公認会計士の資格を有しております。
５．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③　取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1名）	86,000千円 （800千円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	11,400千円 （11,400千円）
計 （うち社外役員）	9名 （4名）	97,400千円 （12,200千円）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の第11期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。

３．監査役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の第11期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役鈴木国俊氏は、当社の子会社である株式会社魚帆の社外監査役であります。当社は同社より鮮魚類の仕入れ等を行っております。

・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役丹羽喜裕氏は、株式会社オリエント・パートナーズの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　家田大輔	平成27年６月26日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　鈴木国俊	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回の全てに出席し、他社において携わった経験と知見より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　細野順三	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会13回の全てに出席し、経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　丹羽喜裕	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回、監査役会13回のうち11回に出席し、公認会計士としての専門的見地より議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）　上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人東海会計社に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

ロ．取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

ハ．取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。

ニ．取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント委員会を設置させる。リスクマネジメント委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

ロ．リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

ハ．子会社は、当社が定めた「リスクマネジメント規程」を準用し、実践することとする。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

ロ．取締役は、ＩＴを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

ロ．万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

ハ．当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。

ニ．子会社は、当社が定めた「コンプライアンス規程」を準用し、実践することとする。

ホ．当社及び子会社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、管理本部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

ロ．内部監査室は、企業集団の内部監査を行い、その結果を取締役会に報告する。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

ロ．補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。

ロ．取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

ハ．取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

ロ．監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

４ヶ月毎もしくは３ヶ月毎に、取締役会後に開催されるコンプライアンス委員会もしくはリスクマネジメント委員会にて、コンプライアンスやリスク管理に関する課題を協議しております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備を進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

子会社の業務については、当社から取締役・監査役を派遣し、業務執行を監督・監査しており、その執行状況は当社取締役会にて担当取締役より報告されております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,749,506	流動負債	1,221,127
現金及び預金	1,564,169	買掛金	289,564
売掛金	35,467	１年内償還予定の社債	14,000
商品及び製品	49,379	１年内返済予定の長期借入金	370,596
原材料及び貯蔵品	5,802	未払金	302,846
前払費用	59,802	リース債務	104,389
繰延税金資産	8,328	前受金	53,973
その他	26,823	未払法人税等	6,456
貸倒引当金	△267	賞与引当金	9,454
固定資産	1,672,769	株主優待引当金	9,003
有形固定資産	1,319,118	その他	60,843
建物及び構築物	827,999	固定負債	1,349,827
機械装置及び運搬具	22,572	社債	51,000
工具、器具及び備品	90,035	長期借入金	956,002
リース資産	370,113	リース債務	295,695
その他	8,397	資産除去債務	29,202
無形固定資産	5,113	その他	17,927
商標権	2,242	負債合計	2,570,954
ソフトウエア	1,760	純資産の部	
その他	1,109	株主資本	855,357
投資その他の資産	348,538	資本金	193,760
敷金及び保証金	281,816	資本剰余金	180,760
繰延税金資産	23,763	利益剰余金	480,837
その他	43,212	純資産合計	855,357
貸倒引当金	△253		
繰延資産	4,036		
資産合計	3,426,312	負債純資産合計	3,426,312

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		5,922,658
売上原価		1,648,508
売上総利益		4,274,149
販売費及び一般管理費		4,134,068
営業利益		140,081
営業外収益		
受取利息	206	
不動産賃貸料	7,212	
保険解約返戻金	21,911	
その他	8,197	37,528
営業外費用		
支払利息	12,927	
不動産賃貸費用	3,333	
その他	6,187	22,448
経常利益		155,160
特別利益		
固定資産売却益	918	
その他	259	1,177
特別損失		
固定資産売却損	671	
固定資産除却損	24,958	
減損損失	15,296	40,927
税金等調整前当期純利益		115,411
法人税、住民税及び事業税	51,226	
法人税等調整額	5,579	56,806
当期純利益		58,605
親会社株主に帰属する当期純利益		58,605

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	53,000	40,000	422,232	515,232	515,232
当連結会計年度変動額					
新株の発行	140,760	140,760		281,520	281,520
親会社株主に帰属する当期純利益			58,605	58,605	58,605
当連結会計年度変動額合計	140,760	140,760	58,605	340,125	340,125
当連結会計年度末残高	193,760	180,760	480,837	855,357	855,357

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

ⅰ）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　　1社

・主要な連結子会社の名称　株式会社　魚帆

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

ⅱ）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

ⅲ）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

ⅳ）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２～31年

機械装置及び運搬具　２～６年

工具、器具及び備品　２～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

③　繰延資産の処理方法

株式交付費は、株式交付の時から３年で、定額法により償却しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております

⑵　会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(3) 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

1,168,452千円

(5) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

ⅰ）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	1,483,200	300,000	―	1,783,200

（注）　発行済株式総数の増加300,000株は平成27年４月16日付の増資によるものであります。

ⅱ）剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

該当事項はありません。

ⅲ）当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　12,000株

(6) 金融商品に関する注記

ｉ）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、主に短期的な預金に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務の使途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金について金利変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

ⅱ）金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)２．参照)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	1,564,169	1,564,169	－
(2) 売掛金	35,467	35,467	－
資産計	1,599,637	1,599,637	－
(1) 買掛金	289,564	289,564	－
(2) 未払金（※）	296,239	296,239	－
(3) 社債（※）	65,000	65,597	597
(4) 長期借入金（※）	1,326,598	1,327,185	587
(5) リース債務（※）	400,084	382,593	△17,490
(6) 長期未払金（※）	11,812	11,615	△196
負債計	2,389,298	2,372,796	△16,502

（※）未払金は、長期未払金の１年内返済予定分を除いております。また、社債、長期借入金、リース債務、長期未払金には、それぞれ１年内返済予定分を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金　並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金　並びに (2) 未払金（長期未払金の１年内返済予定分を除く。）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債　並びに (4) 長期借入金

社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) リース債務　並びに (6) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	貸借対照表計上額（単位：千円）
敷金及び保証金	281,816

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もる事が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項には含めておりません。

（注）３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	１年以内
現金及び預金	1,564,169
売掛金	35,467
合計	1,599,637

（注）４．長期借入金、リース債務等の連結決算日後の返済予定額　（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	9,000	－
長期借入金	370,596	360,559	298,905	200,040	96,498	－
リース債務	104,389	98,872	98,623	79,885	18,313	－
長期未払金	6,606	4,098	1,106	－	－	－
合計	495,592	477,530	412,634	293,925	123,811	－

(7) １株当たり情報に関する注記

ⅰ）１株当たりの純資産額　479円68銭

ⅱ）１株当たりの当期純利益　33円30銭

(8) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(9) その他の注記

ⅰ）資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて６年から20年と見積り、割引率は0.15～2.05％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	26,760千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,052千円
時の経過による調整額	389千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円
期末残高	29,202千円

ⅱ）減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
愛知県名古屋市中区	店舗	建物及び工具、器具及び備品
三重県四日市市	店舗	建物及び工具、器具及び備品
静岡県浜松市北区	店舗	建物及び工具、器具及び備品

当社グループは、資産について店舗を基準にしてグルーピングをおこなっております。

当連結会計年度において、収益性が著しく低下した店舗について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額15,296千円（建物10,891千円、工具、器具及び備品4,404千円）を減損損失として計上しました。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却等が困難な資産は、０円として評価しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	**1,691,950**	**流動負債**	**1,220,830**
現金及び預金	1,517,616	買掛金	311,083
売掛金	27,802	１年内償還予定の社債	14,000
商品及び製品	45,066	１年内返済予定の長期借入金	362,568
原材料及び貯蔵品	5,802	未払金	297,224
前払費用	58,508	リース債務	104,389
未収入金	18,136	前受金	53,881
未収還付法人税等	3,164	未払消費税等	34,881
繰延税金資産	7,557	賞与引当金	9,454
その他	8,508	株主優待引当金	9,003
貸倒引当金	△214	その他	24,343
固定資産	**1,696,139**	**固定負債**	**1,336,659**
有形固定資産	**1,315,931**	社債	51,000
建物	827,603	長期借入金	945,121
構築物	395	リース債務	295,695
車両運搬具	19,983	資産除去債務	29,202
工具、器具及び備品	89,437	その他	15,641
リース資産	370,113	**負債合計**	**2,557,490**
その他	8,397	純資産の部	
無形固定資産	**5,113**	**株主資本**	**834,635**
商標権	2,242	**資本金**	**193,760**
ソフトウエア	1,760	**資本剰余金**	**180,760**
その他	1,109	資本準備金	180,760
投資その他の資産	**375,095**	**利益剰余金**	**460,115**
関係会社株式	7,789	その他利益剰余金	460,115
長期前払費用	22,436	繰越利益剰余金	460,115
敷金及び保証金	280,349	**純資産合計**	**834,635**
繰延税金資産	23,735		
その他	40,891		
貸倒引当金	△106		
繰延資産	**4,036**		
その他	4,036		
資産合計	**3,392,126**	**負債純資産合計**	**3,392,126**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,829,967**
売上原価		**1,624,234**
売上総利益		**4,205,733**
販売費及び一般管理費		**4,072,345**
営業利益		**133,387**
営業外収益		
受取利息	556	
不動産賃貸料	7,572	
保険解約返戻金	6,879	
その他	8,444	23,453
営業外費用		
支払利息及び社債利息	12,577	
不動産賃貸費用	3,333	
その他	6,187	22,098
経常利益		**134,741**
特別利益		
固定資産売却益	918	
受取保険金	259	1,177
特別損失		
固定資産売却損	671	
固定資産除却損	24,701	
減損損失	15,296	40,669
税引前当期純利益		**95,249**
法人税、住民税及び事業税	44,767	
法人税等調整額	5,994	50,762
当期純利益		**44,487**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	53,000	40,000	40,000	415,627	415,627	508,627	508,627
当期変動額							
新株の発行	140,760	140,760	140,760			281,520	281,520
当期純利益				44,487	44,487	44,487	44,487
当期変動額合計	140,760	140,760	140,760	44,487	44,487	326,007	326,007
当期末残高	193,760	180,760	180,760	460,115	460,115	834,635	834,635

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

ⅰ）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ⅱ）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、３年間で均等償却を行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～31年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（ただし、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

ⅲ）繰延資産の処理方法

株式交付費は、株式交付の時から３年で、定額法により償却しております。

ⅳ）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

ⅴ）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期前払費用」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「長期前払費用」は12,817千円であります。

(3) 貸借対照表に関する注記

ⅰ）有形固定資産の減価償却累計額

1,143,593千円

ⅱ）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,005千円
② 長期金銭債権	21,000千円
③ 短期金銭債務	39,778千円

(4) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	224,711千円
販売費及び一般管理費	1,758千円
営業取引以外の取引による取引高	964千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(6) 税効果会計に関する注記

ⅰ）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	16,344千円
賞与引当金	2,902千円
長期前受収益	3,676千円
資産除去債務	8,909千円
株主優待引当金	2,765千円
その他	1,800千円
繰延税金資産合計	36,398千円
繰延税金負債	
固定資産（資産除去）	△5,104千円
繰延税金負債合計	△5,104千円
繰延税金資産の純額	31,293千円

ⅱ）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
（調整）	
住民税均等割	12.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.3%

ⅲ）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度及び平成29年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,526百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(7) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	（株）魚帆	（所有）直接　100%	原材料の仕入役員の兼任４人	鮮魚類及び当社ＰＢ商品の仕入	224,711	買掛金	39,746
				資金の貸付	－	短期貸付金 長期貸付金	3,000 21,000

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）１．価格その他の条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

２．資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

３．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(9) １株当たり情報に関する注記

ⅰ）１株当たりの純資産額　468円05銭

ⅱ）１株当たりの当期純利益　25円28銭

(10) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

株式会社海帆
　取締役会　御中

監査法人東海会計社

代表社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　正　道　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社海帆の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

株式会社海帆
　取締役会　御中

監査法人東海会計社

代表社員
業務執行社員　公認会計士　吉　田　正　道　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社海帆の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

株式会社海帆監査役会

常勤監査役　鈴木国俊　㊞

監査役　細野順三　㊞

監査役　丹羽喜裕　㊞

（注）常勤監査役鈴木国俊、監査役細野順三及び監査役丹羽喜裕は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議　案　定款一部変更の件

1．提案の理由

(1) 当社グループの事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、当社定款第2条（目的）に「酒類販売業」を追加するものであります。

(2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更され、非業務執行取締役及び社外監査役でない監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第29条及び第40条の規定を変更するものであります。

なお、変更案第29条の提出につきましては、予め各監査役の同意を得ております。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分であります。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7　（条文省略） （新　　設） 8　（条文省略） （社外取締役との責任限定契約） 第29条　当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（目的） 第2条　（現行どおり） 1～7　（現行どおり） 8　酒類販売業 9　（現行どおり） （取締役との責任限定契約） 第29条　当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

現行定款	変更案
（社外監査役との責任限定契約） 第40条　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（監査役との責任限定契約） 第40条　当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

以　上

メ　　モ

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目４番38号
◆会場　ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
５階　小ホール１会議室

◆ＪＲ名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面　徒歩５分
◆ユニモール地下街５番出口　徒歩２分

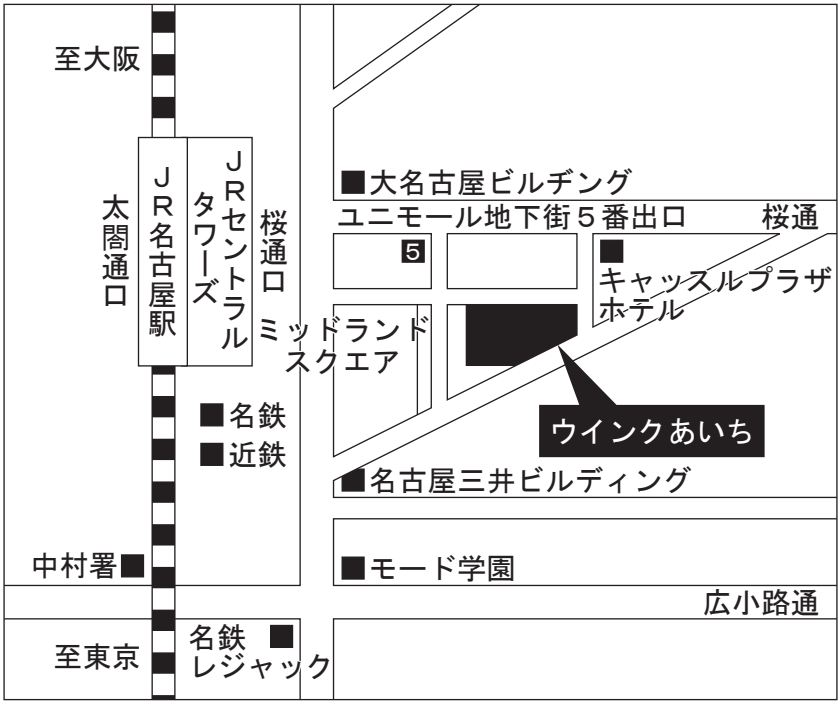

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK